

## 冷凍まぐろ類の輸入申請（電子申請）に係る質問と回答

（平成 30 年 12 月 19 日）

	質問	回答
1	2019 年 1 月からまぐろの輸入申請について電子申請での受付が開始になる場合、それ以前に NACCS センターとの利用契約及びシステム設定の申込は受け付けてもらえるのか。	利用契約及びシステム設定の申し込みは、まぐろの輸入に係る電子申請を受け付ける前から可能です。 なお、NACCS 貿易管理サブシステムの利用申し込みに関しましては次のホームページを参照してください。 <a href="https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/bousub/">https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/bousub/</a>
2	1 月から利用を開始する場合、いつまでに申し込みを行えば良いのか。	以下のホームページで利用手続きのスケジュールを確認してください。 <a href="https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/etsuduki/schedule.html">https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/etsuduki/schedule.html</a>  例えば、2018 年 12 月 20 日のお試し期間までにシステム登録を行うためには、12 月 3 日までに利用契約申し込みを行い、12 月 10 日までにシステム設定の申込を行う必要があります。 なお、申込内容の不備等により、利用開始日が遅れる場合がありますので、余裕を持ってお申込みください。  なお、NACCS センターとの利用契約のほかに、経済産業省への申請者届出が必要です。以下のホームページでご確認ください。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html">http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html</a>

	質問	回答
3	<p>一昨年まで、経済産業省でNACCSの電子申請を利用して来た。その際のNACCS利用者IDとパスワードは継続して利用できるのか。毎年更新する必要があるのか。</p>	<p>&lt;NACCSパッケージソフト&gt;NACCSパッケージソフトにログオンする時に入力するNACCS利用者IDとパスワードはそのまま使用可能です。ただし、NACCSパッケージソフトのクライアント証明書（デジタル証明書）の有効期限が切れている可能性があります。有効期限の確認は、必ず「Internet Explorer」より行ってください。パッケージソフトからでは、正確な日付が表示されません。</p> <p>・確認方法 Internet Explorer   ツール  インターネットオプション  コンテンツ  証明書  証明書画面の「個人」タブ  「発行先」及び「有効期限」</p> <p>なお、デジタル証明書再発行申込は、NSSにてお申込み頂きますようお願い致します。NSSでのデジタル証明書再発行申込方法につきましては、デジタル証明書の再発行案内ページの「デジタル証明書再発行の入力例」をご参照ください。</p> <p><a href="https://nss.nac6.nacccs.jp/dfw/login/nsscoapp/MB3004/EntryB3004W01R0001.do">https://nss.nac6.nacccs.jp/dfw/login/nsscoapp/MB3004/EntryB3004W01R0001.do</a></p> <p>&lt;貿易管理サブシステムの委任パスワード&gt; 水産庁へのまぐろの輸入申請をNACCS貿易管理サブシステムを使用して通関業者等が荷主に代わって代理申請を行う場合に使用する委任パスワードの有効期間は1年間です。切れている場合は、再度、委任パスワードの発行手続きが必要です。（なお、以前のパスワードを使用したい場合は、経済産業省に申し込む際、その旨お伝えください。）</p> <p><a href="http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_nacccs/02_application/in.in.html">http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_nacccs/02_application/in.in.html</a></p>

	質問	回答
4	通関業者の場合は、代理申請になるのか。	はい、通関業者に限らず、輸入者以外の方が輸入者に代わって申請をする場合は代理申請になります。以下のホームページをご覧ください。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/06_toppics/08_dai_ri_shinsei.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/06_toppics/08_dai_ri_shinsei.pdf</a>
5	従前、代理申請を行う者と委任を行う者は1対1の関係であり、それぞれ対応するNACCS利用者IDとパスワードが発行されていた。今後もそのシステムは変わらないか。輸入業者からみると、代理社Aと代理社Bを利用する場合、それぞれにNACCS利用者IDが必要という理解で良いか。	例えば輸入者A社が、くろまぐろは通関業者B社に、きはだまぐろは通関業者C社に代理申請させる場合、A社・B社・C社はそれぞれNACCS利用者ID（貿易管理サブシステム利用者用のもの）を取得する必要があります。また、別途A社は、B社との委任関係を証明する委任パスワード、及びC社との委任関係を証明する委任パスワードを、それぞれ取得する必要があります。（代理者が複数の場合、荷主から見るとNACCS利用者IDは1対多、委任パスワードは1対1ということです）  なお、こちら（Q4と同じリンク）の3ページ目をご覧ください。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/06_toppics/08_dai_ri_shinsei.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/06_toppics/08_dai_ri_shinsei.pdf</a>  まず、電子申請用の申請書ファイルに荷主のNACCS利用者IDを入力します。次に代理する通関業者のNACCS利用者IDを入力します。通関業者のNACCS利用者IDは通関業者ごとに異なります。最後にその代理者との委任関係を証明する委任パスワードを入力します。  今後につきましては、現在の委任パスワードの運用を変更する可能性があります。現時点では未定です。

	質問	回答
6	利用に当たって、費用は必要なのか。	NACCS 貿易管理サブシステムの利用は無料です。 具体的には、以下の「外為法関連業務」が無料となります。 <a href="https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/category/ref_6nac/bunya/jet_gym/more.html">https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/category/ref_6nac/bunya/jet_gym/more.html</a>
7	複数の漁船の漁獲物を輸入する場合、添付書類の PDF は漁船毎にファイルを分ける必要があるのか。	複数の漁船であっても、1つの申請に係る添付書類は、1つの PDF ファイルにしてください。ファイルは分けしないでください。 資料の順番は、漁船毎に説明会の資料 4 の①～⑨を1セットにしてください。
8	PDF で提出する添付書類のうち、「みなみまぐろの輸入に関する報告、メキシコ産太平洋くろまぐろの輸入に関する報告、外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告」の写しについて、押印は必要か。	必要です。紙のときと同様に押印の上、PDF にしてください。 なお、いわゆる「様式 1」は、エクセルファイルで添付するため押印は不要です。